

本人通知制度が、あなたの暮らしを守ります!

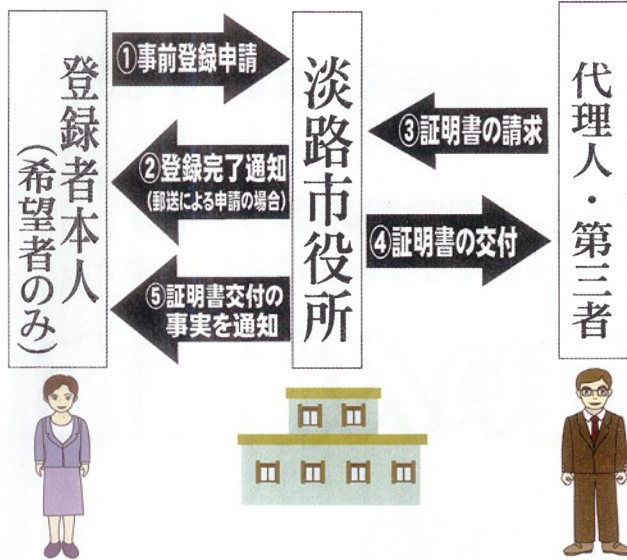
啓発・普及版

◇「本人通知制度」とは?

この制度は、事前登録した方の住民票や戸籍謄本等を、本人等の代理人や第三者に交付した場合、交付した事実を登録者本人に通知する制度です。

◇「本人通知制度」の目的は何?

住民票や戸籍謄本等の不正取得の抑止です。この制度が周知されることで、委任状の偽造などにより住民票や戸籍謄本等を不正に取得するという犯罪を防止することにつながります。また、不正取得の疑いがある場合、いち早く対応するきっかけとなり、個人情報の不正利用を防止する効果が期待できます。



◇この制度を導入する背景は何?

住民票や戸籍謄本等の不正取得が全国で発生したことで、この制度を導入する自治体が増えています。

社会的背景

- 1989年 弁護士が戸籍謄本等請求用紙を興信所に横流しが発覚 (福岡)
- 1990年 行政書士が興信所に戸籍等請求用紙を横流しが発覚 (佐賀)
- 1999年 大阪府警部補が民間業者の依頼を受け、戸籍謄本等を不正取得 [逮捕] (大阪)
- 2003年 司法書士が不正に戸籍謄本を入手し、結婚差別に使用されている事件が発覚 (京都)
- 2005年 行政書士による大量の戸籍不正取得が発覚 (兵庫・大阪・京都・愛知)
- 2007年 「戸籍法」の一部改正
職務上請求について、「依頼者名・具体的理由」の明示、罰則の強化など
- 2009年 本人通知制度が、大阪狭山市で実施される (全国で初めて)
- 2011年 プライム事件、戸籍不正取得、大量の個人情報売買事件の発覚 (全国)
- 2015年 淡路市が、8月に「本人通知制度」開始
- 2016年 兵庫県内では、一市一町を除く全ての市町において、「本人通知制度」が導入される予定。

◇登録の手続き (登録できる人)

- 淡路市の住民基本台帳に記録されている人
- 淡路市の戸籍の附票に記録または記載されている人
- 淡路市の戸籍に記録または記載されている人 (それぞれ過去に記録または記載されていた方を含みます)
※ただし、死亡した人は登録できません。



◇登録できる場所

淡路市市民総務課、各事務所市民窓口課 (受付時間/開庁日の 8:30~17:15まで)
※窓口へ来るのが困難な場合は、郵送による申請も可能です。



◇登録期間

登録期間は、登録後2年経過後の最初の7月31日までとなります。
その後、更新の申請が必要です。



◇登録に必要なもの

◆本人が申請する場合

- 淡路市本人通知制度事前登録申請書
※市役所 (本庁・各事務所) 窓口にあります。
または、淡路市ホームページからダウンロードすることもできます。
- 本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証、在留カード等のいずれか1点)

◆代理人が申請する場合

上記①、② (②の本人確認書類については、代理人のもの) と委任状

◇開示請求

通知を受けた事前登録者が交付請求書の内容を詳しく知りたいときは、淡路市個人情報保護条例に基づき開示請求を行うことができます。

啓発・普及版作成：市民生活部人権推進課

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

☞ 問合せ先：淡路市市民総務課 [電話：0799-64-2508 (直通)]